

横芝光町農業委員会 12月第9回定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月6日(月) 午後4時～午後4時40分

2. 開催場所 横芝光町役場 第3会議室

3. 出席委員 (12名)

会 長	4番	萩原 智夫		
会長職務代理者	2番	鈴木 忠夫		
委 員	1番	宇井 久	3番	土屋 正明
	5番	大川戸 直美	6番	佐久間 正好
	7番	佐久間 幸子	8番	長峯 高明
	9番	越川 雅彦	10番	行木 栄一
	11番	小野 秀明	12番	平山 雅英

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	古作 健二
主幹兼農政班長	林 栄

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

日程第3 議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

令和3年度第9次農用地利用集積計画(案)の承認について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和3年12月(第9回)定例農業委員会総会を開会します。 はじめに萩原会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	萩原会長挨拶
事務局	ありがとうございました。 続きまして、ご多用のところご臨席をいただきました佐藤町長から、ご挨拶をいただきます。
町 長	佐藤町長挨拶
事務局	ありがとうございました。佐藤町長におかれましてはこの後、公務のため、ここで退席となります。 本日の出席委員は、全員です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては萩原会長に議長をお願いします。
議 長	これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 3番 土屋正明委員、9番 越川雅彦委員にお願いいたします。 なお、会議書記には、事務局の林主幹を指名いたします。 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について 農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求める。 令和3年12月6日提出 横芝光町農業委員会 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、5件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①から⑤の位置図を添付していますので併せてご覧ください。

1件目の申請地は、宮川字喜太郎の田2筆、計4,160㎡です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、営農する予定がないため、経営規模を拡大したい譲受人へ売買により所有権移転するものです。

2件目の申請地は、小川台字大堰、字三ヶ戸、字堂面の田および畑7筆、計5,253㎡です。これまで譲受人へ賃貸借を行っていた農地を含む申請の土地について、売買により所有権移転するものです。

3件目の申請地は、鳥喰新田字長島の田、300㎡です。営農予定のない譲渡人から、経営規模を拡大したい譲受人へ売買により所有権移転するものです。

続きまして、4件目と5件目は、譲受人を同じくする売買による所有権移転の申請で、4件目の申請地は、宮川字三反田の田、現況はすべて畑の3筆、計3,588㎡です。5件目の申請地は、宮川字三反田の畑2筆、計3,030㎡です。

申請のありました5件につきましては、いずれも譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

議長 ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。

1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

6番 6番 佐久間です。現地へ行って見て本人にも話を聞いたところ間違いありませんでした。よろしくお願いします。

議長 説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、1件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

- 3 番 3番 土屋です。本件は、農業をしていない譲渡人から、水稻の経営規模拡大をめざす譲受人へ売買により所有権移転をするものです。
なお、申請のうち5筆については、お互いに平成29年から農地利用集積により貸し借りをしているため、耕作者は変わらない形になります。よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、2件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
続いて3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

- 9 番 9番 越川です。この件については、譲渡人が、後継者もなく、高齢で耕作もできないため、経営規模拡大を目指す譲受人が売買により農地を取得するものです。なお申請地では水稻の作付けを予定しているとのことです。よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりましたので、3件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、3件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
続いて4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

6 番 6番 佐久間です。現地へ行き、代理人の司法書士に話をしてきたのですが、経営面積がゼロとあるのはどういうことでしょうか。説明願いたい。

事務局 説明漏れがありすみません。資料にありますとおり、譲受人は新規就農者で申請時点では所有または貸し借りによる耕作地はありません。

1 1 番 一般的には農地取得できないのではないですか。

事務局 新規就農の場合など、取得後の農地が50a以上、農業従事日数が150日以上見込めるなど、農業者として3条許可基準を満たす場合には農地取得できることとなります。

1 1 番 そういうことは説明するようにしてください。

事務局 説明漏れのないよう気を付けます。

6 番 わかりました。今の説明を聞いて問題はないと思います。

議 長 説明が終わりましたので、4件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、4件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。続いて5件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

6 番 6番 佐久間です。これも同じ譲受人ですが、司法書士に聞いたところ本人はやる気満々で重機から何からそろえてあると言っていました。問題はないと思います。

議 長 説明が終わりましたので、5件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、5件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、5件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和3年12月6日提出 横芝光町農業委員長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は、4件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請1件目の土地は、於幾字熱田の田、263㎡です。

米のフレコン出荷のため、新たに乾燥調製施設を整備するにあたり、農業用倉庫1棟の新築を目的に、売買による所有権移転の申請があったものです。

申請地①と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、於幾集会所から南東へ約400mの位置にあります。

農地の区分は、第1種農地と判断できますが、農業用施設については例外的に許可が見込まれます。

両総土地改良区とは、転用にかかる協議が整っています。なお、隣接農地はありません。

申請地には埋め立てはせず、整地のみを行います。また、汚水や雑排水はなく、雨水は敷地内での浸透処理を基本とし、オーバーフローした分は既設の排水路へ排水する計画で、両総土地改良区の排水同意を得ています。

工事期間は、令和4年1月16日から令和4年5月31日までを予定しています。

土地代金と建設費は、自己資金と借入金により賄う予定ですが、金融機関からの残高証明書と融資証明書により必要な事業費が確保されていることを確認しています。参考までに譲受人の経営面積は田が約12haあります。

続きまして、申請2件目の土地は、横芝字宮下の田、1,163㎡です。

不動産業を行っている譲受人に、用途を5区画の宅地分譲用地として、所有権の移転をするものです。

申請地②と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、匝瑳市横芝光町消防組合横芝光消防署の南側で道路と水路を挟んで隣接をしています。都市計画の用途地域内にある第3種農地で、原則として許可が見込まれます。

両総土地改良区とは転用協議が済んでいます。

また、町へは宅地開発事前協議申出と埋立て事前協議申請がされています。

隣接境界にはL型擁壁とブロックを施工し土砂流出を防止します。

汚水と雑排水は小型合併浄化槽で浄化した後に排水路へ放流する計画で両総土地改良区の排水同意を得ています。

なお、隣接農地所有者へは説明済みで同意を得ています。

工事期間は、令和4年1月20日から令和4年4月30日までを予定しています。

土地代金および整地費用には、全額自己資金を充てるもので、金融機関からの預金残高証明書により、必要な事業費が確保されていることを確認しています。

続きまして、申請3件目の土地は、北清水字清水の畑、499㎡です。

本件は、昨年8月の定例総会で町農業振興地域整備計画の変更についてご審議いただきました案件の1件です。なお、申請地につきましては、本年6月25日に変更済みとなっています。変更済みというのは、農振農用地区域から除外されたことをいいます。

金属加工業を営む譲受人が新工場建設予定地の隣接農地に、専用住宅1棟と車庫1棟を目的に売買による所有権移転の申請があったものです。

申請地③と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、横芝敬愛高等学校から南へ約600mの位置にあり、主要地方道横芝・上堺線に面しています。

農地の区分ですが、小集団の第2種農地に該当し、他に適当な土地がない場合には転用許可が見込まれます。

土地改良の受益地にはなっておらず、隣接農地所有者へは説明済みで同意を得ています。

埋立ては行わず整地のみとし、隣接地との境界にはブロック塀を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。また、道路に側溝がないことから、汚水や雑排水は合併浄化槽で処理した後に敷地内の浸透施設で処理を行う計画となっています。

工事期間は、令和4年2月1日から令和4年8月30日までを予定しています。

土地代金と整地費及び建設費は、全額自己資金により賄う予定ですが、金融機関からの残高証明書により必要な事業費が確保されていることを確認しています。

続きまして、申請4件目の土地は、姥山字三刀台の畑2筆、計2,234㎡です。

圏央道の建設工事に伴い、大総新道と立体交差する箇所の隣接農地を仮設の工事用道路・付替道路と資材置場を含む施工ヤード用地として、賃借権設定による一時転用の申請があったものです。

申請地④と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。申請地は、大総新道の横芝工業団地バス停から東へ約500mの位置にあり、大総新道に面しています。土地利用計画図ですが、用紙の左下が北の方角となります。位置図等と向きが違いますが、申請書に添付された図面ですので、ご了承ください。圏央道が大総新道の上を通る計画ですが、交差部分のボックスが現場での施工となり、施工中は通行できなくなるため、迂回のための付替道路が必要となります。

農地の区分は、第2種農地に該当しますが、公共事業における一時転用であるため、転用許可が見込まれます。

土地改良の受益地ではなく、また、隣接農地所有者は譲渡人のみです。

汚水や雑排水はなく、雨水は敷地内浸透のほか、既設の排水路へ流入されます。

賃借料及び工事費は、社債により調達できており、工事費用に係る債務資料により確認しています。

一時転用の期間ですが、令和4年1月1日から令和6年12月31日までを予定しています。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。

1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

8 番 8番 長峯です。本件は、農業用施設のための転用で、土地改良区とも協議が調っており、問題はありません。よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、1件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、1件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 番 1番 宇井です。本件は、受益地からの除外及び、雑排水の放流について、土地改良区と協議済みで、意見書と同意書を得ており、問題はありません。よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。

議 長 ご質問等ございませんか。無ければ、質疑を終了し、2件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、2件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続いて3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 1 番 11番 小野です。本件は、土地改良の受益地ではありません。また、隣接農地所有者へ事業内容を説明済みで、問題ないと思われれます。よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりましたので、3件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長	<p>異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、3件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
8 番	<p>賛成全員よって、3件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>続いて4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。</p>
議 長	<p>8番 長峯です。本件は、公共事業による一時転用であり、土地改良の受益地でもないため、問題はありません。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたので、4件目の案件について、質疑を許します。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、4件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員よって、4件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>日程第4 議案第3号 令和3年度第9次農用地利用集積計画(案)の承認について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 令和3年度第9次農用地利用集積計画(案)の承認について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により令和3年度第9次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。</p> <p>令和3年12月6日提出 横芝光町農業委員会長 萩原 智夫</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>今回の利用集積は、中間管理機構設定7件、再設定5件の合計12件です。</p> <p>初めに中間管理機構設定ですが、利用権を設定する者、利用権の設定を受け転貸を行う者、転貸を受ける者は資料に記載のとおりです。なお、設定する権利は、すべて賃借権となります。</p> <p>利用権を設定する農地ですが、中間管理機構設定1件目は、屋形字荒場前の畑、2, 140㎡で、期間は5年間です。</p> <p>中間管理機構設定2件目は、屋形字荒場前の畑、2, 139㎡で、期間は5年</p>

間です。

中間管理機構設定3件目は、屋形字荒場前の畑、3,781㎡で、期間は5年間です。

なお、1件目から3件目の備考に記載がありますが、しばらく畑として利用されてなく、一定期間は収益を出すのが難しいとして2年間の賃料支払いを免除する契約となっています。

中間管理機構設定4件目は、新島字上人塚及び字新田の田9筆、14,909㎡で、期間は10年間です。

中間管理機構設定5件目は、篠本字下埜の田、5,030㎡で、期間は10年間です。

中間管理機構設定6件目は、篠本字下埜の田、8,434㎡で、期間は10年間です。

中間管理機構設定7件目は、新井字新田の田、4,798㎡で、期間は10年間です。

次に再設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。設定する権利は、すべて賃借権となります。

利用権を設定する農地ですが、

再設定1件目は、篠本字根切の畑2筆、計1,183㎡で、期間は10年間です。

再設定2件目は、木戸字十六割の畑3筆、計9,000㎡で、期間は3年間です。

再設定3件目は、鳥喰下字曾根下及び字蓮池の田、1,916㎡で、期間は10年間です。

再設定4件目は、小川台字大谷原、傍示戸字若梅辺田及び字五反町の田9筆、計7,405㎡で、期間は6年間です。

再設定5件目は、鳥喰新田字道祖神及び鳥喰下字東表の田3筆、計4,730㎡で、期間は10年間です。

なお、本計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。

はじめに、中間管理機構設定の案件について、一括して質疑を許します。

	<p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、中間管理機構設定について、一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員、よって中間管理機構設定については、すべて原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、再設定の案件について、一括して質疑を許します。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、再設定について一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員、よって再設定については、すべて原案のとおり決定しました。</p> <p>以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>慎重審議ご苦労様でした。</p>
<p>事務局</p>	<p>以上をもちまして、令和3年12月(第9回)農業委員会定例総会を閉会します。</p>